

富山県情報公開審査会答申概要（答申第 55 号）

- 件 名 利用者アンケート結果の部分開示決定処分に係る審査請求事案
- 開示請求年月日 平成 29 年 3 月 13 日
- 実施機関の決定日 平成 29 年 3 月 27 日
- 実施機関（担当室課） 富山県知事（総合政策局少子化対策・県民活躍課）
- 決定内容 部分開示決定
- 部分開示理由 公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため
県事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
- 審査請求年月日 平成 29 年 6 月 29 日
- 審査請求の内容 本件処分を取消し、請求に係る公文書の開示を求める
- 諮問年月日 平成 29 年 7 月 19 日
- 答申年月日 平成 30 年 3 月 19 日
- 争点 実施機関が公文書を部分開示決定したことの妥当性
- 審査会の判断

第 1 当審査会の結論

とやまマリッジサポートセンターの会員を対象にした利用者アンケートの回答の個票の全てのうち、お見合いシステム（登録内容や公開情報、システム全般）やセンターの運営（利用時間、場所、手続き、体制など）に対し、回答者の個別、具体的な意見や感想（個人の内心）が記載されていた部分を非開示とした、富山県知事（以下「諮問実施機関」という。）の部分開示決定については妥当であると判断する。

（とやまマリッジサポートセンターは大同生命富山ビル 7 階に開設されており、諮問実施機関から（公社）富山県法人会連合会に委託された結婚支援事業を実施している。）

第 2 事案の概要

1 開示請求

審査請求人は、平成 29 年 3 月 13 日付けで、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により諮問実施機関に対して、次の公文書の開示請求を行った（以下「本件開示請求」という。）。

マリッジサポートセンターが平成 28 年 2 月～4 月の期間内に会員を対象に行った、利用者アンケートの回答の個別表を全て公開せよ

2 本件処分

諮問実施機関は、審査請求人の本件開示請求に対し、次のとおり、平成 29 年 3 月 27 日付け地創第 271 号で条例第 11 条第 1 項の規定により部分開示決定を行った（以下「本件処分」という。）。

ア 開示をしない理由

諮問実施機関は、公開を前提としたアンケートの実施ではなく、回答者の個人的事柄、心情など人格と密接に関連する情報も記載されていることから、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号本文に該当するとした。

また、結婚を希望する方々を支援する事業を行う「とやまマリッジサポートセンター（以下単に「センター」という。）」の事業の遂行に当たり実施したアンケート調査の記載内容を公開した場合は、今後、実施する各種アンケート調査において、事後公開の可能性を考慮し、率直な意見を記載しない、又は控えるなど、センター事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号本文に該当するとした。

イ 特定した公文書

平成28年2月から同年4月までの期間で、観光・地域振興局地方創生推進室が実施した、センターの会員を対象にした利用者アンケートの回答の個票の全てを公文書として特定した。

第3 本件処分に対する当審査会の判断

1 公文書の特定

本件公文書の特定について争いはない。

本件公文書は、当該期間にセンターを利用した116名の会員に直接配付され、そのうち32名の会員から後日郵送等で回答されたものである。

2 本件処分の妥当性

(1) 条例第7条第2号の該当性

条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、同号ただし書に該当する情報を除き、非開示情報としている。

当審査会において、本件公文書を見分したところ、無記名回答で、お見合いシステム（登録内容や公開情報、システム全般）やセンターの運営（利用時間、場所、手続き、体制など）に対し、回答者の個別、具体的な意見や感想（個人の内心）が記載されていた。なお、記載方法は、大多数が自筆によるものであったが、パーソナルコンピュータで動作するワープロソフトにより回答を直接印刷したもの及び欄外として別の紙に回答を印刷するといった自筆以外のものも見受けられた。

本件公文書に記載されている内容は、回答者の個別、具体的な意見や感想（個人の内心）であることから、条例第7条第2号本文の「個人に関する情報」であると認められる。

次に、条例第7条第2号本文後段は、特定の個人が識別されなくても、それを開示することで、個人の権利利益を害するおそれがあるものについては非開示情報としている。

本件公文書に記載されているセンターを利用しているという情報は、回答者にとっては結婚活動をしているという、まさに個人に関わりのある情報であり、一般的に第三者に知られたくない情報であると考えられる。こうした中、本件公文書を公にした場合、身近な

関係者であれば、本件公文書の筆跡や記載内容を見ることによって、特定の個人が識別される可能性があり、その場合、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

(2) 条例第7条第6号の該当性

条例第7条第6号は、県、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、非開示情報としている。

本件公文書は、諮問実施機関が富山県法人会連合会に運営委託しているセンターの更なる利便性の向上を図ることを目的に実施されたアンケートの回答の個票である。よって、本件公文書は、条例第7条第6号の「県が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは、明らかである。

また、一般的に、アンケートの実施に際し、公開を予定していることを事前に明示していない場合は、当該アンケートの回答の個票の内容が公開されないと理解している人が多数であると考えられる。

本件公文書は、回答者から提出されたアンケート調査票そのものであり、回答者の具体的な意見や感想（個人の内心）が記載された個人に関する情報である。また、無記名であるが、身近な関係者が筆跡や記載内容を見ることによって、特定の個人が識別されてしまう可能性があるものと認められる。

こうしたことから、本件公文書については、公にされることに抵抗を感じない回答者が存在する一方で、記載内容を第三者に見られることに抵抗感を持つ回答者や、筆跡により特定の個人が識別されてしまうのではないかとの不安から、公にされることを望まない回答者も存在するものと考えられる。

そして、本件公文書を公にすることで、公にされることを望まない回答者が、今後のアンケート調査への協力を躊躇し、率直な意見を記載しなくなることにより、アンケート調査が回答者の意見を正確に反映しなくなり、結果として、アンケート調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

第4 当審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

| 年 月 日 | 内 容 |
|-----------------------------------|-------------------------------------|
| 平成 29 年 7 月 19 日 | 諮問実施機関（富山県総合政策局少子化対策・県民活躍課）から諮問書を受理 |
| 平成 29 年 10 月 4 日 | 審査請求人に意見書の提出を依頼 |
| 平成 29 年 10 月 30 日 （第 154 回審査会） | ・ 諮問事案の概要説明 ・ 審議 |
| 平成 29 年 11 月 27 日 （第 155 回審査会） | 審議 |
| 平成 30 年 1 月 24 日 （第 156 回審査会） | ・ 諮問実施機関から非開示理由等を意見聴取 ・ 審議 |
| 平成 30 年 2 月 21 日 （第 157 回審査会） | 審議 |
| 平成 30 年 3 月 19 日 （第 158 回審査会） | 審議及び答申 |

富山県情報公開審査会委員名簿

（五十音順）

| 氏 名 | 現 職 等 | 備 考 |
|---------|-----------------|--------|
| 岩 田 繁 子 | 富山県婦人会会長 | |
| 岩 本 聡 | 北日本新聞社論説委員長 | |
| 大 石 貴 之 | 弁護士 | 会長職務代理 |
| 蟹 瀬 美和子 | 元富山県社会福祉協議会専務理事 | |
| 竹 地 潔 | 富山大学経済学部教授 | 会 長 |
| 西 岡 秀 次 | 富山県商工会議所連合会常任理事 | |

(参考)

富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。） 抜粋

(公文書の開示義務)

第 7 条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第 2 項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ (略)

(3)～(5) (略)

(6) 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア～オ (略)